



豊監公表第14号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）4月28日

豊中市監査委員	岸本康孝
同	相間佐基子
同	酒井哲也
同	藤田浩史

（公印省略）

豊総総第17号
令和3年(2021年)4月2日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹
(公 印 省 略)

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

(監査実施日 令和2年10月30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
総務部 行政総務課	今回の総務部、都市経営部、こども未来部の定期監査において、補助金等交付の支出根拠となる等の要綱の制定に係る決裁について、豊中市事務決裁規程第11条第1項第2号の規定を適用して部長専決で制定されているものが見受けられた。同規程において、要綱の制定等に関しては、第9条第4号市長の決裁事項に「条例、規則その他	指摘を受けた後、豊中市事務決裁規程を改正し、要綱の制定及び改廃に係る市長、副市長、部長の専決事項に関する規定整備を行いました。具体的には、同規程に第9条第6号、第10条第2号、別表11(1)を追加し、令和3年4月1日より施行しました。

重要な諸法規の制定及び改廃に関すること。」を規定し、同規定に準ずる事項も同条第17号により市長の決裁事項としている。また第12条部長の個別専決事項、第11条部長の共通専決事項及び別表には、今回指摘した要綱の制定について部長の専決事項とする旨の規定は見受けられない。一方で、要綱の重要度等に応じて部長等の専決権者を定めること自体の合理性が否定されるものではなく、第9条第4号の規定内容からも、一定の専決事項を認める意図がうかがい得るところである。本来、市長の権限に属する特定の事務処理について、所管の職員に専決させる場合は、事務決裁規程等で明確化する必要があり、今後、要綱制定等に係る事務決裁規程の規定整備を図りたい。